

防災行政無線による振り込め詐欺の放送実施基準

1 対象事案

この基準の対象事案は、振り込め詐欺とする。具体的には、「オレオレ詐欺」、「還付金等詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「なりすまし詐欺」等とする。

2 要件

- (1) 市民の生命・財産等を保護するために、広範囲での市民への周知が必要とされること。
- (2) 振り込め詐欺の捜査中に被害拡大が予想され、緊急で防止策が必要であること。
- (3) 船橋市防災行政無線管理運用規程に基づき、総括責任者及び管理責任者が必要と認める放送であること。

※ 防災行政無線の使用については、放送する項目を限定した運用を行っているため、警察署長から放送依頼があった時は、その都度実施を判断するものとする。

3 手続き

別に定める防災行政無線放送依頼書（振り込め詐欺）の様式による。

4 受付時間

原則として、船橋市の休日を定める条例（平成元年船橋市条例第12号）第1条に規定する休日を除き、午前9時より午後5時までとする。

5 放送文

警察署からお知らせします。

振り込め詐欺が多発しています。

被害にあわないよう、十分気を付けましょう。

不審な電話がありましたら、家族や身近な人、最寄りの警察署、交番に相談しましょう。

（2回繰り返す）

6 放送後の対応

事案についての市民からの問合せ先は、管轄警察署とする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

[テキストを入力]

防災行政無線放送依頼書（振り込め詐欺）

平成 年 月 日

船橋市防災行政無線総括責任者 宛
(市長公室危機管理課)

船橋警察署長
船橋東警察署長

緊急で広範囲の地域での振り込め詐欺の被害防止のため、下記のとおり防災行政無線放送を依頼します。

記

- 詐欺の種類
オレオレ詐欺、還付金等詐欺、架空請求詐欺
融資保証金詐欺、なりすまし詐欺
その他（ ）
- 詐欺の状況
- 担当者
課名
氏名
連絡先

[テキストを入力]

☆放送原稿

船橋警察署 / 船橋東警察署から / お知らせします。 /

振り込め詐欺が / 多発しています。 /

被害に / あわないよう / 十分気を付けましょう。 /

不審な電話が / ありましたら / 家族や / 身近な人 /

最寄りの警察署 / 交番に / 相談しましょう

(2回繰り返す)